

議案第 5 3 号

三次市教育長の職務代理者の指名等に関する規則案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 5 条第 2 項の規定により，三次市教育長の職務代理者の指名等に関する規則案について，議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 5 日

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

(案)

三次市教育委員会規則第 号

三次市教育長の職務代理者の指名等に関する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

三次市教育委員会

教育長 迫 田 隆 範

三次市教育長の職務代理者の指名等に関する規則

(指名)

第1条 教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第13条第2項の規定によりその職務を行う委員（以下「教育長職務代理者」という。）を指名したときは、その氏名を告示するものとする。

(事務の委任)

第2条 教育長職務代理者は、教育長の職務を行うに当たっては、教育委員会の会議その他教育委員会の議事の運営に関する事務を除き、法第25条第4項の規定により教育委員会事務局の教育部長に委任し、又は臨時に代理させることができる。この場合において、教育部長に事故があるとき、又は教育部長が欠けたときは、教育部次長に委任し、又は臨時に代理させることができる。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

発令 昭和三十二年六月三十日法律第162号

最終改正 令和七年六月十八日号外法律第68号

改正内容 令和七年四月二十五日号外法律第29号[令和七年10月1日]

(教育長)

**第十三条** 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

(事務の委任等)

**第二十五条** 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
- 六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。